

秋田市遊泳用プール衛生管理要綱

平成10年4月1日

秋田市保健所

秋田市遊泳用プール衛生管理要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、多人数が利用する遊泳用プールの施設設備および維持管理に関し、衛生上必要な事項等を定めることにより、遊泳用プールの衛生を確保し、もって公衆衛生の維持および向上に資することを目的とする。また、プールの安全に関しては、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定。以下「指針」という。）による。

(定 義)

第2条 この要綱において「遊泳用プール」とは、水を貯留して多数の者に遊泳させる施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校に設置されるものを除く。）であって、プール本体の水の容量の合計が100m³以上のものをいう。

2 この要綱において「小規模プール」とは、プール本体の水の容量の合計が前項に満たないものをいう。

(設置等の届出)

第3条 遊泳用プールを設置しようとする者は、事前に遊泳用プール設置届出書を保健所長に提出するものとする。

2 遊泳用プール設置者は、次に掲げる(1)から(3)の事項について変更したとき、および(4)の事項を変更しようとするときは、速やかに遊泳用プール届出事項変更届出書を保健所長に提出するものとする。

(1) 届出者（設置者）の住所および氏名

(2) 管理責任者および衛生管理者の氏名

(3) 遊泳用プールの名称および所在地

(4) 遊泳用プールの構造設備等について次に掲げる事項

ア プール本体の構造

イ 浄化設備および消毒設備

ウ プール使用水の種類

エ プール水の用水経路および排水経路等（軽微な変更を除く。）

3 遊泳用プールの設置者は、遊泳用プールを廃止したときは、速やかに遊泳用プール廃止届出書を保健所長に提出するものとする。

(施設基準等)

第4条 遊泳用プールの設置者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、別表の第1に定める施設基準に適合するように遊泳用プールを整備するものとする。

2 管理者等は、別表の第2に定める水質基準に適合するように遊泳用プールを管理す

るものとする。

- 3 管理者等は、別表の第3に定める維持管理基準に適合するように遊泳用プールを管理するものとする。

(監視指導)

第5条 保健所長は、必要があると認めるときは、関係職員を立ち入りさせ遊泳用プール施設におけるこの要綱に定める事項の遵守状況を監視させるものとする。

- 2 保健所長は、遊泳用プール施設がこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、当該施設の設置者に対し、施設の改善その他必要な指導をおこなうものとする。

(小規模プール)

第6条 小規模プールを設置しようとする者は、施設基準等に準じて整備および管理するよう努めなければならない。

(様式)

第7条 この要綱の施行に必要な届出書等の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
(河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置)
- 2 河辺町および雄和町の編入の際現に秋田中央保健所長が把握している施設については、本要綱に基づき届出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1(6)エおよび第3の3(8)中の循環ろ過装置出口の濁度の検査に係る部分は平成15年5月31日施行とする。

附 則

この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月24日から施行する。ただし、別表第2の1(5)の大腸菌の基準は平成20年4月1日施行とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年5月24日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 (第4条関係)

第1 施設基準

1 プール設備

(1) プール本体

ア 不浸透性材料を用い、給排水および清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。

イ 利用者が見やすいようにプール本体の規模に応じて適当数の水深表示をおこなうこと。

(2) プールサイド、通路等

ア プールサイドは、プール本体の大きさや利用者数等を考慮し、十分な広さを有し、不浸透性材料を用い、水際の部分は滑り止めの構造とすること。

イ 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。

(3) 給水設備

ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。

イ 常に新規補給水量および時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。

(4) 排水設備 (※指針2-2「排(環)水口」参照)

ア 排水口および循環水の取入口(以下「排(環)水口」という。)には蓋等をネジ、ボルト等で固定させる(針金および蓋の重量のみによる固定は不可)とともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すこと。ただし、排(環)水口が多数あり、かつ一つの排(環)水口にかかる水圧が弱く、一つを利用者の体で塞いでも、吸い込みや吸い付きを起こさないこと(幼児であっても確実かつ容易に離れることができること)が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は除く。

イ 蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とし、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、形状、寸法、材質、工法等について十分に配慮すること。

ウ 排水設備は、排水路を含め、周辺的生活環境に十分配慮した構造とすること。

(5) 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水中の残留塩素濃度(二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度)が均一にできるよう注入口数および注入位置を定め、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。

イ 液体塩素などの消毒剤等が、安全に保管でき、危害を防止できる構造設備とすること。

ウ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プール敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。

エ オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

(6) 浄化設備

ア プールには消毒設備のほか、循環ろ過方式等の浄化設備を設けること。

イ 循環ろ過装置の処理水量は、計画遊泳者数、用途に応じて決定し、プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量に対し少なくとも1時間当たり6分の1の処理能力を有することとし、夜間、浄化設備を停止するプールにあっては、少なくとも1時間当たり4分の1の処理能力を有すること。

ウ 取水口等は、できるだけプール水の水質が均一にできる位置に設けること。

エ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること（0.1度以下が望ましいこと。）。また循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

(7) オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水および床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

イ 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設ける場合であってそのオーバーフロー水を再利用する場合は、当該オーバーフロー水の循環系統に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

(8) プールサイド等の区画区分

複数のプールが設置される等多様な年齢層の利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、プールサイド、プール等は、利用形態等に応じて事故防止のため、安全に区画区分できる構造であること。

(9) その他

海水又は温泉水を原水として利用するプールであって常時清浄な用水が流入し、清浄度が保てる構造である場合は、(5)および(6)に定める基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

2 附帯設備

(1) 更衣室

ア 男女を区別し、双方および外部から見透せない構造とすること。

イ 利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

(2) シャワー設備

ア シャワー設備は、更衣室および便所からプール本体に至る途中に設置し、通過式洗浄設備とするなどプールの利用者が遊泳前に洗浄できる構造とすること。

イ シャワー設備は、容易に排水ができる構造設備とすること。

ウ 洗浄で用いたシャワー水は原則として、プール水として再利用する構造としないこと。

(3) 便所

ア 男女別に利用者数に応じ必要な数を設置すること。

イ 床は不浸透性材料を用い、水洗式の構造設備とすること。

- ウ 衛生的管理が容易に行える構造設備とし、専用の手洗いを設置すること。
- (4) うがい設備、洗面設備、洗眼設備および上がり用シャワー
- ア プールサイドにうがいができ、唾液やたんを吐くための設備を設けること。
- イ 洗面や洗眼のできる設備および遊泳者が衛生的に使用ができる上がり用シャワーを設置すること。
- ウ これらの設備は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とするとともに、利用に便利な位置に必要な数を設置し、かつ、飲用に適する水を供給すること。
- (5) くずかご
- 適当な場所に必要な数を備えること。
- (6) 照明設備
- 屋内プール又は夜間使用する屋外プールは、水面およびプールサイドの照度が100ルクス以上になるよう照明設備を設けること。ただし、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示、附帯設備が見えるようにする等プール内およびプールサイドの管理が十分できるように講じられている場合は、水面又はプールサイドの照度が100ルクス未満となっても差し支えないこと。
- (7) 換気設備
- 屋内プールでは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理基準に規定する二酸化炭素の含有率の基準（1,000PPM）を達成できる能力を有する換気のための構造設備を設けること。
- また、吸気の入入口および排気口の位置についても配慮すること。
- (8) 消毒剤等資材保管管理設備
- プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。施錠可能な設備が望ましい。

3 その他の設備

- (1) 監視所等（※指針2-1「プール全体」参照）
- ア 遊泳者の事故防止、安全確保のため、プールの水域全体が見渡せることができる監視所又は監視設備を設けること。
- イ 緊急時に直ちに対処できるよう適当な数の救命具、救急薬品等を備えること。
- (2) 採暖室又は採暖槽
- プールに附帯して採暖室又は採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。
- (3) 遊技設備等
- 遊技設備等を設ける場合は、危険防止上、適切な構造設備のものとすること。
- (4) 観覧席
- 観覧席を設ける場合は、その出入口をプール利用者のものと区別し、かつ、プールサイドとは、さく等で区画すること。
- (5) 掲示設備（※指針3-7「利用者への情報提供」参照）
- 利用に際しての注意・禁止事項、利用時間、排（環）水口の位置等危険箇所、

プールの見取図等を掲示する設備を入口その他利用者の見やすい場所に設けること。

第2 水質基準

1 水質基準

- (1) 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
- (2) 濁度は、2度以下であること。
- (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/l以下であること。
- (4) 遊離残留塩素濃度等
 - ア 塩素による消毒をおこなう場合は、遊離残留塩素濃度は0.4mg/l以上であること。また、1.0mg/l以下であることが望ましいこと。
 - イ 二酸化塩素による消毒をおこなう場合は、二酸化塩素濃度は0.1mg/l以上、0.4mg/l以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2mg/l以下であること。
- (5) 大腸菌は、検出されないこと。
- (6) 一般細菌は、200CFU/ml以下であること。
- (7) 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2mg/l以下が望ましいこと。

2 その他

- (1) オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、1水質基準の(1)～(7)（(4)イは除く。）を適用するものであること。
- (2) ア 海水又は温泉水を原水として利用するプールについて、常時清浄な用水が流入し、清浄度が保てる場合には、1水質基準の(4)に定める基準を適用しなくても差し支えないこと。
 - イ 原水である海水又は温泉水の性状によっては、1水質基準の(1)～(4)および(6)、(7)に定める基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。ただし、原水に温泉水を利用する場合は、原水は少なくとも温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する飲用可の水質基準に適合していること。また、濁度は5度以下が望ましいこと。
- (3) 水質基準に係る検査方法は、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）に定めるところによること。

第3 維持管理基準

1 管理責任者および衛生管理者

- (1) プールにおける安全かつ衛生的な維持管理および運営を確保するため、管理責任者をおくこと。
- (2) プールにおける安全かつ衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者をおくこと。
- (3) 衛生管理者は、プールにおける安全および衛生についての知識および技能を持つ者を充てること。

- (4) プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生責任者は同一の者が兼ねることも差し支えないこと。

2 プール水の管理

- (1) プール水は、常に消毒をおこなうこと。この場合において、遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度。以下同じ。）がプール内で均一になるよう管理すること。
- (2) 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を水質基準に定める水質に保つこと。また、新規補給水量および時間当たり循環水量を常に把握すること。
- (3) プール水の温度は、原則として摂氏22℃以上にすること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。
- (4) プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については少なくとも毎日午前中1回以上、および午後2回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌および一般細菌については毎月1回以上の測定を、総トリハロメタンについては毎年1回以上の測定（通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とすること。）を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、これらの水質検査の回数を適宜増やすこと。
- (5) 水質検査の結果が基準に適合していない場合は措置は、以下の措置をとること。
- ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。
- 一般細菌および総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。
- イ 遊離残留塩素濃度が0.4mg/lを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加する等により遊離残留塩素濃度を0.4mg/l以上としてから遊泳を再開すること。
- ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4mg/lを下回った場合には、イの措置を講ずること。また、0.4mg/l以上であった場合には、大腸菌の由来を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。
- エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合はイおよびウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4mg/l」を「0.1mg/l」と読み替えるものとする。
- この場合において二酸化塩素濃度が0.4mg/lを超えたとき又は亜塩素酸濃度が1.2mg/lを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。
- (6) 水質検査の試料採取地点は、長方形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cmおよび循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。その他の形状のプールでは、これに準じておこなうこと。

3 プール設備、附帯設備およびその他の設備の維持管理

- (1) プール水の浄化を、一度にプール水の全量を排水しその後水を張ることにより行ういわゆる入替え式プールにおいては、少なくとも5日に1回、プール水の全量を入れ替え、水を抜いたときは必ず清掃をすること。
- (2) 期間を定めて使用するプールにおいては、使用開始前および使用終了後、十分な清掃、設備の点検および整備をおこなうこと。
- (3) 年間を通じて使用するプールにおいては、日常の清掃および設備の点検整備をおこなうとともに、1年に1回以上水抜き清掃をおこなうこと。
- (4) (1)、(2)および(3)のプールについて、水を抜いた際は、(6)の点検を実施し、必要に応じて使用開始前に整備をおこなうこと。
(※指針3-3「プール使用期間前後の点検」参照)
- (5) プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに、随時点検をおこなうこと。
- (6) 1の1(4)アの排（環）水口について、毎日のプールの利用前後および利用中の定時ごとに蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を目視、触診および打診によって確認し、その記録を3年以上保存すること。
(※指針3-4「日常の点検及び監視」参照)
- (7) 他の薬剤と混和しないよう、プールに使用する消毒剤を適切に管理すること。また、使用する薬剤が消防法（昭和23年法律第186号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）および高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）等に該当する場合は、これらの法律に定める規定を遵守すること。
- (8) 浄化設備は原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時おこなうこと。浄化設備が運転時間内で浄化の目的が達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあっては、水質検査等を適宜おこなうことにより、水質の状況変化をより詳細に把握すること。
- (9) 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。
- (10) 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。
- (11) プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。また、常に新規補給水量を把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化および消毒をおこなうこと。
- (12) シャワー水（上がりシャワー水を含む。）等に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、洗浄水の温度を適温とする措置をとること。
- (13) プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全にも十分配慮すること。
- (14) 屋内プールにあっては空気中の二酸化炭素の含有率が1,500ppmを超えないこと。また、2月以内ごとに1回、定期的に測定をおこなうこと。

空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、プールサイド、居室等施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上、150cm以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いておこなうこと。

なお、施設の構造および規模に応じて測定点を増やすこと。また、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもっておこなうこと。

- (15) 消毒剤および遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬および測定機器等は、経時変化や温度による影響など考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
- (16) プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備および附帯設備を点検し、衣類の残留その他異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないよう措置を講ずること。
- (17) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他エアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして、適切に管理すること。

その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上おこないレジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

4 利用の管理

- (1) 監視員は、監視所から又は監視設備により、プールの水域をもれなく監視すること。また、救護員（監視員を充ててもよい。）をプール内、プールサイド又は周辺の適当な位置に相当数配置すること。救護員は、応急救護の訓練を受けた者を充てること。

なお、スイミングクラブの指導員等でプール内又はプールサイドにいるものを救護員の一部とみなして差し支えないこと。また、プールサイド等の安全確保にも配慮すること。

（※指針3-4「日常の点検及び監視」参照）

- (2) 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者および他の利用者に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者には、遊泳をさせないこと。また、単独で遊泳が困難な者には付添者を求めること。
- (3) 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。
- (4) プールに入る前に、シャワー等による身体の洗浄を徹底させること。
また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。
- (5) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除いて、オーバーフロー水に唾液およびたんを吐かせないこと。
- (6) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合は、プー

ルを汚染しないようにさせること。

- (7) 遊泳者等の衣類および携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。
- (8) 複数のプールが設置される等多様な年齢層の利用および多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プールおよびプールサイド等を利用形態等に応じて、区画区分して利用させること。

5 その他

- (1) プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検および整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。
- (2) プールに起因する疾病等が発生したときは、直ちに保健所長に報告すること。
また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所長に報告すること。
- (3) 水着、その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても必要な衛生的管理をおこなうこと。
- (4) 万一の事故に備えて安全管理に携わる全ての従事者に対し、緊急時の対応および連絡体制、傷病者の搬送方法、連携する医療機関等を定めた業務管理マニュアル等の周知徹底を図り、就業前に教育および訓練を十分におこなうこと。
(※指針3-1「安全管理上の重要事項」、3-2「管理体制の整備」、3-5「緊急時への対応」、3-6「監視員等の教育・訓練」参照)